

若狭町役場インターンシップ実施要綱

1 目的

この要綱は、学生の就業意識の向上および町政に関する理解促進を図るため、若狭町（以下「町」という。）が学生実習生受入制度（以下「インターンシップ」という。）を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

インターンシップの対象者は、大学（大学院を含む。）、短期大学、高等専門学校、高等学校、専修学校専門課程、および地方公共団体が設置する大学校（以下「教育機関」という。）に在籍する学生等とする。

3 申込手続

- （１）実習を希望する学生、あるいは在籍する教育機関は、町が指定する期間内に、町へインターンシップ申込書兼同意書（別紙様式１）を提出する。
- （２）町は、受入れの可否を決定し、教育機関へ実習生 受入決定通知書（別紙様式２）を送付する。

4 報酬等

町は、インターンシップにより実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対し、報酬、交通費、食費その他実習に伴う経済的負担を負わない。

5 実習生の服務等

- （１）実習生は、実習に関わる町の職員（以下「実習担当者」という。）の指示および指導に従い、実習期間中は実習に専念しなければならない。
- （２）実習生は、町の職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、町の職務の信用を失墜させる行為をしてはならない。
- （３）実習生は実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。また、実習終了後においても同様とする。
- （４）実習生は、実習の成果を外部に公表する場合には、事前に町の承認を得なければならない。

6 事故等の責任

- （１）教育機関および実習生は、実習における事故等に備え、損害保険および賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任で対応しなければならない。
- （２）実習生の故意または過失により「５ 実習生の服務等」（２）または（３）の規定に反する行為を行った場合、実習生あるいは教育機関は、町および被害を受けた第三者に対して連帯して責任を負う。
- （３）前項の場合において、教育機関は、教育機関としての相当の注意をした場合はそ

の責任を免れるものとする。

7 実習の停止

町は、実習生の行為が「5 実習生の服務等」の規定の規定に反することその他の事情により実習を継続することが困難であると判断した場合、実習を停止することができる。

8 その他

この要綱に定めるもののほか、実習の実施に関して必要な事項は、県および教育機関が協議の上、決定する。

附則

この要綱は、令和5年3月7日から施行する。

様式 1

令和 年 月 日

若狭町長 様

氏 名

若狭町役場インターンシップ申込書兼同意書

下記のとおり、若狭町役場インターンシップに申し込みします。

記

1 実習希望者

ふりがな 氏 名		性別		生年 月 日	
住 所				電話 番号	
学校名 学部・学科				E mail	
希望する業種 仕事内容等					

2 同意事項

私は、若狭町が実施するインターンシップに参加したいため申し込みます。

また、インターンシップにより実習を行うにあたり、下記の事項を遵守することを誓約します。

- 1 実習担当者の指示および指導に従い、実習時間中は実習に専念します。
- 2 若狭町職員が遵守すべき法令および条例等を遵守し、若狭町の職務の信用を失墜させる行為は行いません。
- 3 実習において知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。実習終了後においても同様とします。
- 4 実習の成果を外部に発表する場合には、事前に若狭町の承認を得ます。
- 5 実習における事故等に備え、傷害保険 および賠償責任保険に加入し、実習における事故等に関しては、自らの責任において対応します。
- 6 故意または過失により上記の事項に反する行為を行った場合、若狭町および 被害を受けた第三者に対して責任を負います。

年 月 日

氏 名